

平成22年2月4日

様

泉佐野市監査委員 明 松 優
同 鎌 野 博

定期監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出する。

記

1 監査の対象部課

健康福祉部（生活福祉課、国保年金課、障害福祉総務課、介護保険課）

2 監査の対象期間

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

ただし、必要に応じて平成21年度を含む。

3 監査の実施期間

平成21年10月23日から平成22年1月14日まで

4 監査の実施方法

監査対象部課の事務事業が、関係法令及び条例規則等により適正に執行され、公正で合理的かつ効果的に事務運営が行なわれているかに留意し、監査資料の提出を求めるとともに、関係帳簿等の実査と監査資料に基づく所管関係職員からの説明聴取により監査を実施した。

5 監査の着眼点

今回の定期監査を執行するにあたり以下の項目を着眼点として実施した。

（1）収入事務について

保険料、使用料、負担金等について、決算審査以降に実施した新たな未収金対策。

（2）契約事務について

工事請負及び業務委託の起案・契約手続き・請求・支出等が適正に処理されているか、及び契約内容と金額が妥当か、一件書類を点検。

随意契約理由は妥当か。

日付の矛盾（空白、鉛筆書き）や印鑑もれ等

(3) 指定管理者について

選定方法、選定理由、指定の手続きが条例に基づき適正にされているか。

管理に関する経費の請求、受領が協定通りなされているか。

事業報告書は協定に基づき適正に作成されているか。

(4) 補助金及び助成金等の交付について

交付要綱、要領等が整備されているか。

交付事務手続きが要綱及び要領に基づき適正に処理されているか。

- ・ 交付決定、支出伺い等がなされているか。
- ・ 交付申請書、実績報告書等が提出され、適正に作成されているか。

(5) 現金の管理について

使用料・手数料等の現金の入金や管理について

(6) 切手等の管理について

保管方法と使用簿の点検

(7) 前渡資金について

前渡の理由は適正か、精算の遅延等の点検。

(8) 出張命令簿の点検

旅費の支給されない公用車使用の場合でも記入されているか。

(9) 備品管理について。

平成 20 年度購入分のみ点検。

(10) 簿冊管理について

(11) 行政財産目的外使用及び公有財産貸借について

目的・使用料は適正か

(12) 前回指摘事項の改善状況について

6 監査の対象事務

(1) 生活福祉課

収入事務

生活保護費負担金、生活保護費補助金、雑入、現金の管理

支出事務

執行率の低い節について(理由) 資金前渡

契約事務

委託業務

行旅死亡人取扱業務委託、生活保護OA機器保守業務委託、生活保護電算プログラム変更業務委託、生活保護レセプト点検業務委託

その他

出張命令簿、簿冊管理

(2) 国保年金課

収入事務

社会福祉費負担金、社会福祉費補助金、後期高齢者医療保険料、使用料及び手数料

支払基金交付金、医療費負担金、国民健康保険料、国民健康保険税
療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金
財政調整交付金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、療養給付費交付金
前期高齢者交付金、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金
繰入金、繰越金、諸収入、現金の管理

支出事務

執行率の低い節について（理由） 資金前渡

契約事務

委託業務

保険者事務共同電算処理事業、保険者事務第三者行為求償事務委託、高齢受給者証再交付に係る封入封緘委託、コクホライン保守業務委託、75歳到達月における自己負担限度額の特例対応にかかるシステム改修業務委託、特定健康診査委託（大阪府医師会と代表市との集合契約）、保険者事務共同電算処理事業、特定保健指導講師派遣委託、泉佐野市民健康ハイキング委託、泉佐野市温水プール体験教室委託、人間ドック・脳ドック委託、国保基本健康診査委託、乳がん・子宮がん検診委託、医療費通知事務委託、共同電算処理委託

その他

出張命令簿、簿冊管理

（3）障害福祉総務課

収入事務

社会福祉使用料、社会福祉費補助金、社会福祉費委託金、利子及び配当金、社会福祉費寄付金、福祉基金繰入金、社会福祉費負担金、雑入、現金の管理

支出事務

執行率の低い節について（理由） 資金前渡

契約事務

ア）委託業務

共同浴場殺菌・消毒及び害虫駆除業務委託、消防設備点検業務委託、榎井共同浴場空調機・換気設備点検業務委託、榎井共同浴場貯水槽清掃・消毒業務委託、鶴原共同浴場貯水槽清掃・消毒業務委託、鶴原共同浴場電気保安管理業務委託、共同浴場浴槽濾過機点検業務委託、鶴原共同浴場地下燃料タンク点検業務委託、市有建築物定期調査業務委託、コミュニティソーシャルワーカー業務委託、戦没者追悼式会場設営等業務委託、鶴原共同浴場建替工事設計業務委託、鶴原共同浴場建替工事地質調査業務委託、特別障害者手当等給付判定委託、障害者相談支援事業委託、地域活動支援センター機能強化事業 型事業委託、地域活動支援センター機能強化事業 型事業委託、バス運行委託、看護師派遣委託、泉佐野市第二次障害者計画及び第2期障害福祉計画作成委託業務、在宅障害者健康診断委託、障害程度区分認定調査委託

イ）工事請負契約

鶴原共同浴場建替工事に伴う埋蔵文化財試掘調査

補助金交付事務

泉佐野市福祉推進事業費補助金、泉佐野市ふれあいのまちづくり事業費補助金、日常生活自立支援事業補助金、社会福祉法人泉佐野市社会福祉協議会助成金、泉佐野市小規模通所授産施設運営事業補助金、泉佐野市知的障害者通所授産施設等に対する重度障害者等加算費補助金、通所サービス利用促進事業補助金、在宅障害者健康管理事業補助金、地域生活支援事業補助金

その他

行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借状況調書、出張命令簿、簿冊管理

(4) 介護保険課

収入事務

介護保険料、老人保護措置費自己負担金、社会福祉センター使用料(会議室使用料・行政財産目的外使用料)、老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金、街かどデイハウス支援事業補助金、介護保険円滑実施対策補助金、社会福祉法人利用料減免措置事業費補助金、認定審査会共同設置負担金、証明手数料、督促手数料、保険給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金(介護予防事業)、地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)、介護保険事業費補助金、介護従事者処遇改善臨時特例交付金、支払基金交付金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、市債、現金の管理

支出事務

執行率の低い節について(理由) 資金前渡

契約事務

委託契約

特殊寝台の移送業務委託、緊急通報システム運営業務委託、老人福祉農園整備委託、寝たきり老人介護用品給付業務、金婚を祝う会筆耕業務委託、金婚を祝う会式典業務委託、金婚を祝う会記念写真撮影業務委託、ひとり暮らしの高齢者交流会委託、祝賀状筆耕委託、「90歳祝賀式」記念撮影業務委託、「90歳祝賀式」式典委託、生活支援ハウス運営事業実施業務、第4期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定委託、平成21年度介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修業務委託、地域密着型サービス事業者台帳システム制作委託、第三者行為求償事務委託、共同電算処理事務委託、訪問調査委託、地域包括支援センター業務、在宅給食サービス事業実施事業、ふれあい交流事業実施業務(下瓦屋南ふれあいアスティ)、ふれあい交流事業実施業務(長寿園)、ふれあい交流事業実施業務(長坂偕楽荘)、高齢者ふれあい交流会芸能イベント企画、高齢者ふれあい交流事業アトラクション実施業務、寝たきり老人介護用品給付業務、訪問理美容サービス助成事業、地域健康教室事業実施業務

指定管理施設の協定事務

泉佐野市立老人センター長寿園管理運営、泉佐野市立老人憩の家長坂偕楽荘管理運営、泉佐野市立下瓦屋南ふれあいアスティ管理運営、社会福祉センター指定管理委託、

補助金交付事務

高齢者の生きがいと健康づくり事業補助金、泉佐野市社会福祉協議会高齢者給食サービス事業補助金、泉佐野市シルバー人材センター事業補助金、泉佐野市街かどデイハウス支援事業補助金

その他

行政財産目的外使用許可及び公有財産賃借状況調書、出張命令簿、簿冊管理

7 監査の結果

定期監査の着眼点に基づき、各対象課の事務事業について監査を実施し、その結果は次のとおりである。

- (1) 各対象課の事務事業の執行について、おおむね適正に処理されていた。
- (2) 健康福祉部で実施される事業のほとんどが、社会的弱者の救済手段であるが、厳正に処理されることを望むものである。
- (3) 介護保険料について、本市の収納率は府下市町村の中でも低い方であり、人員体制も要因と思われるが、今後は収納率の良い自治体の取り組みを研究の上、収納率の向上のために更なる努力を望むものである。
- (4) 事前監査の際に見受けられた軽微な指摘事項については、適時、担当職員に口頭で改善するように指導した。